令和７年

10 月定例総会会議録

酒　田　市　農　業　委　員　会

令和７年１０月定例総会　会議録

１　日　　時　　令和７年１０月１４日（火）　午前９時３０分　開議

２　場　　所　　市役所　７０３号室

３　出席委員（２４名）

１番	荘司太一郎	委員	２番	後藤保喜	委員	３番	池田　良之	委員
		委員	５番	石川　　渡	委員			
７番	吉高祐二郎	委員	８番	五十嵐弘樹	委員			
10番	飯塚　将人	委員	11番	佐藤　晴子	委員	12番	兼山　宏勝	委員
13番	尾形　大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤　浩良	委員	17番	髙橋　公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤　利篤	委員	20番	阿部　香美	委員	21番	土田　治夫	委員
22番	伊藤　正行	委員				24番	伊與田明子	委員
25番	川村　恵実	委員	26番	齋藤　　均	委員	27番	佐藤　耕造	委員
28番	田村　晴久	委員	29番	遠田　裕己	委員			

４　欠席委員（５名）

４番	大場　重樹	委員	６番	佐藤　　良	委員	９番	佐藤　秀之	委員
14番	樋口　準二	委員	23番	佐々木治人	委員			

５　事務局職員出席者
事務局長　玉澤千秋　　事務局次長　遠田　博　　農地係長　齋藤敏夫
主事　水島直哉　　専門員　佐藤久志

６　報告事項
１．農地法第３条の３届出書の受理について
２．農地法第４条届出書の受理について
３．農地法第５条届出書の受理について
４．農地の現況等に係る照会に対する回答について
５．農地法第１８条第６項の規定による通知受理について

７　議　　事
議第３７号　農地法第３条の規定による許可申請について

８　開　　会

開　　会

（午前９時３０分　開会）

〇玉澤事務局長
　ただいまから令和７年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
　総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶を申し上げます。

〇齋藤　均　会長
　（挨拶）

〇玉澤事務局長
　ありがとうございます。
　総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齊藤会長、よろしくお願いします。

〇齋藤　均　議長
　それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
　本日の欠席委員は、４番、大場重樹委員、６番、佐藤良委員、９番、佐藤秀之委員、14番、樋口準二委員、23番、佐々木治人委員の５名です。
　定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
　お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

〇齋藤　均　議長
　最初に、議事録署名委員の選任を行います。
　選任の方法は、議長にご一任願います。
　議事録署名委員に、27番、佐藤耕造委員、28番、田村晴久委員の両名にお願いいたします。

◎報告事項

〇齋藤　均　議長
　最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

〇玉澤事務局長
　報告事項については、議案の３ページからになります。
　今回の報告事項は、１番、農地法第３条の３届出書の受理について17件、２番、農地法第４条届出書の受理について１件、３番、農地法第５条届出書の受理について１件、４番、農地の現況等に係る照会に対する回答について３件、５番、農地法第18条第６項の規定による通知受理について２件、以上24件について農地係長が報告いたします。

〇齋藤係長
（報告事項を朗読説明する）

〇齋藤　均　議長
　報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

（発言する者なし）

○齋藤　均　議長　ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議　　事

○齋藤　均　議長

これより議事に入ります。

議第37号　農地法第３条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第37号　農地法第３条の規定による許可申請については、12件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤係長

それでは、農地法第３条の規定による許可申請について18ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第３条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の３条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田75番、使用貸借、広野、浜中、広岡新田の田んぼ、畑、合計24筆、浜中の○○さんから同じく浜中の○○さんへ、申請事由その他、こちらは親子間の経営移譲となります。年金がない形になりまして、20年の契約となります。

酒田76番、使用貸借、宮野浦、落野目、広野、坂野辺新田の合計58筆の田んぼと畑になっております。こちらも親子間の経営移譲となりまして、年金を伴わない20年の契約となっており、飯森山の○○さんから○○さんとなっております。

申請事由はその他でございます。

21ページ目をご覧ください。

酒田77番、賃貸借で宮内の田んぼ１筆、遊佐町の○○さんから宮内の○○さんへ、こちらは相手方の要望で、10アール当たり１万円の10年の契約となっております。

酒田78番、こちらは同じく、受け手のほうが同じ人になりますので関連となります。賃貸借で宮内の田んぼ２筆、遊佐町の○○さんから宮内の○○さんへ、相手方の要望、10アール当たりの賃貸借料は11万円で10年間の契約となっております。

続きまして、酒田79番、賃貸借、浜中の畑４筆、浜中の○○さんから坂野辺新田の○○さんへ、相手方の要望で10アール当たり3,000円の５年間の賃貸借契約となっております。

続きまして、酒田80番、所有権移転で、生石の畑、田んぼ合計５筆、北千日町の○○さんから生石の○○さんへ、相手方の要望で、こちらのほうは別紙資料のほうをご覧ください。

酒田80番、10アール当たりの金額が10万3,400円となっております。参考として、合計金額が６万1,000円となっております。

酒田81番、所有権移転で、大豊田の田んぼ１筆、○○さんから○○さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料のほうをご覧ください。

酒田81番、10アール当たりの金額が45万円、参考までに総額９万9,000円となっております。

23ページをご覧ください。

酒田82番、所有権移転で、黒森の畑９筆、鶴岡市の○○さんから黒森の○○さんへ、相手方の要望で別紙資料１ページをご覧ください。

酒田82番、10アール当たりの金額が３万円、参考金額、合計金額としては30万9,500円となっております。

酒田83番、所有権移転、黒森の畑８筆、亀ケ崎の○○さんから坂野辺新田の○○さんへ、相手方の要望で、こちらも別紙資料のほうをご覧ください。

酒田83番、10アール当たりの金額が３万5,700円となっております。参考までに、合計金額が24万円となっております。

続きまして、酒田84番、所有権移転、広岡新田の田んぼ３筆、浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、相手方の要望、別紙資料のほうをご覧ください。

酒田84番、10アール当たりの金額が45万8,300円となっております。参考までに、合計金額のほうが370万円となっております。

松山13番、賃貸借で土渕の田んぼ２筆、南千日町の〇〇さんから土渕の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望で、10アール当たり60キログラムということで、お米のほうを物納となっております。

平田６番、所有権移転で砂越の畑２筆、砂越の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ、こちらはその他で贈与という形になっております。

こちら以上です。

〇齋藤　均　議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

〇８番　五十嵐弘樹委員

８番、五十嵐です。

10月７日に第６班による農地調査委員会を行っております。議第37号　農地法第３条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見だったことを報告いたします。

〇齋藤　均　議長

質疑に入る前ではございますが、３条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。何かございませんか。

（発言する者なし）

〇齋藤　均　議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

（発言する者なし）

〇齋藤　均　議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第50号　農地法第３条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇齋藤　均　議長

異議ないようですので、議第37号については許可決定といたします。

以上をもちまして、令和７年10月定例総会を閉会いたします。

午前　９時５０分　閉会

酒田市農業委員会規程第２２条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年１０月１４日

酒田市農業委員会

議　　　　　長
（　会　長　）

会長職務代理者

農地調査委員長

農　業　委　員

農　業　委　員